

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		安心できるIT社会の実現				
評価方式		実績評価	政策目標の達成度合い	相当程度進展あり	番号	⑦
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度概算要求額
予算の 状況	当初予算（千円）	223,945 <115,955,580>	239,395 <104,147,348>	220,474 <110,563,330>	229,703 <116,796,012>	315,047 <140,594,358>
	補正予算（千円）	178,832 <48,538,901>	142,945 <12,706,990>	85,473 <12,116,438>		
	繰越し等（千円）	0 <27,895,574>	175,800 <42,746,493>	0 <10,179,006>		
	計（千円）	402,777 <192,390,055>	558,140 <159,600,831>	305,947 <132,858,774>		
	執行額（千円）	191,344 <129,590,740>	484,880 <139,208,144>	253,320 <116,241,880>		
政策評価結果の概算要求への反映状況		既存の施策を引き続き実施すべきであるとされた政策評価結果を踏まえ、情報セキュリティの確保とネットワーク利用犯罪等サイバー犯罪の抑止に必要な経費を概算要求した。				

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	安心できるIT社会の実現					番号	⑦		(千円)
	予 算 科 目						予 算 額		
整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	27年度 当初予算額	28年度 概算要求額			
対応表において●となっているもの	●	1	一般	警察庁	情報技術犯罪対策費	情報技術犯罪対策に必要な経費	229,703	315,047	
	●	2	一般	警察庁	科学警察研究所	研究・鑑定等に必要な経費	< 825,816 >	< 825,452 >	
	●	3	一般	警察庁	警察活動基盤整備費	警察活動基盤の整備に必要な経費	< 114,340,927 >	< 138,447,243 >	
	●	4	東日本大震災復興特別	警察庁	治安復興事業費	警察活動基盤の整備に必要な経費	< 825,129 >	< 567,703 >	
	●	5	東日本大震災復興特別	警察庁	治安復興政策費	警察活動基盤の整備に必要な経費	< 804,140 >	< 753,960 >	
	小計						229,703	315,047	
						<116,796,012> の内数	<140,594,358> の内数		
対応表において◆となっているもの									
	小計								
対応表において○となっているもの							< >	< >	
							< >	< >	
							< >	< >	
							< >	< >	
	小計							の内数	の内数
対応表において◇となっているもの							< >	< >	
							< >	< >	
							< >	< >	
	小計							の内数	の内数
合計						229,703	315,047		
						<116,796,012> の内数	<140,594,358> の内数		

政策評価調書（個別票3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	安心できるIT社会の実現				番号	⑦	(千円)
事務事業名	整理番号	予算額			政策評価結果の反映による見直し額(削減額)	政策評価結果の概算要求への反映内容	
		27年度当初予算額	28年度概算要求額	増減			
合計							

平成27年度実績評価計画書(政策評価の事前分析表)

基本目標7 業績目標1

基本目標	安心できるIT社会の実現	政策所管課	総務課、情報技術犯罪対策課、警備企画課、情報技術解析課	政策評価実施予定時期	平成28年7月頃							
業績目標	情報セキュリティの確保とネットワーク利用犯罪等サイバー犯罪の抑止	政策体系上の位置付け	安心できるIT社会の実現									
業績目標の説明	ITが国民生活や社会経済活動に多大な影響を与える存在となっていることを踏まえ、情報セキュリティを確保するとともに、ネットワーク利用犯罪を始めとするサイバー犯罪の取締り、サイバー攻撃対策等を総合的に進めることにより、安心できるIT社会を実現する。											
業績指標	達成目標	基準年	達成年	年(年度)ごとの実績値・施策の推進状況(実績)								目標設定の考え方及び根拠
				項目	22年	23年	24年	25年	26年	23~26年(平均)	27年	
① サイバー犯罪(注1)の検挙件数	サイバー犯罪の検挙件数を過去3年間の平均値よりも増加させる。	24~26年	27年	検挙件数(件)	/	/	7,334	8,113	7,905	7,784	サイバー犯罪の検挙件数の増加は、サイバー犯罪の抑止の度合いを測る一つの指標となるため。	
注1 高度情報通信ネットワークを利用した犯罪やコンピュータ又は電磁的記録を対象とした犯罪等の情報技術を利用した犯罪												
② 情報セキュリティ関連事業者等との連携状況(事例)	情報セキュリティ関連事業者等との連携を強化する。	/	27年度								情報セキュリティ関連事業者等と連携したサイバー犯罪対策の推進状況は、サイバー犯罪対処能力向上の度合いを測る一つの指標となるため。	
③ サイバー攻撃の標的となるおそれのある国内の事業者等との連携状況(事例)	サイバー攻撃の標的となるおそれのある国内の事業者等との連携を強化する。	/	27年度								サイバー攻撃の標的となるおそれのある国内の事業者等との連携強化の推進状況は、サイバー攻撃の未然防止・拡大防止の度合いを測る一つの指標となるため。	
④ サイバーテロ(注2)の発生件数	サイバーテロの発生及び被害の拡大を防止する。	22~26年度	27年度	項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	22~26年度(平均)	27年度	サイバーテロの発生件数は、IT社会における情報セキュリティの確保の度合いを測る一つの指標となるため。
				発生件数(件)	0	0	0	0	0	0		
注2 重要インフラの基幹システムに対する電子的攻撃又は重要インフラの基幹システムにおける重大な障害で電子的攻撃による可能性が高いもの												
参考指標	項目	年ごとの実績値								参考指標の考え方		
		22年	23年	24年	25年	26年	22~26年(平均)	27年				
① サイバー犯罪等に関する相談受理件数	合計(件)	75,810	80,273	77,815	84,863	118,100	87,372		サイバー犯罪等に関する相談受理件数は、サイバー犯罪の抑止の度合いを測る一つの指標となる。			
	詐欺・悪質商法	31,333	32,892	29,113	36,237	58,340	37,583					
	迷惑メール	9,836	11,667	12,946	10,682	14,185	11,863					
	名誉毀損・誹謗中傷	10,212	10,549	10,807	9,425	9,757	10,150					
	インターネット・オークション	6,905	5,905	4,848	5,950	6,545	6,031					
	不正アクセス・ウイルス	3,668	4,619	4,803	6,220	9,550	5,772					
	違法情報・有害情報	3,847	3,382	3,199	3,132	5,080	3,728					
その他	10,009	11,259	12,099	13,217	14,643	12,245						

② インターネット・ホットラインセンターが受理した違法情報及び有害情報件数	違法情報(件) (注3)	35,016	36,573	38,933	30,371	35,013	35,181		インターネット・ホットラインセンターが受理した違法情報・有害情報の件数は、インターネット上における違法情報・有害情報の流通に対する抑止の度合いを測る一つの指標となる。
	有害情報(件) (注4)	9,667	4,827	12,003	3,428	3,874	6,760		
③ 出会い系サイト及びコミュニティサイトの利用に起因する犯罪に遭った児童の数	出会い系サイトの利用に起因する犯罪被害に遭った児童数(人)	254	282	218	159	152	213		出会い系サイト及びコミュニティサイトの利用に起因する犯罪に遭った児童の数は、出会い系サイト及びコミュニティサイトに関する児童被害の防止に向けた対策の推進の度合いを測る一つの指標となる。
	コミュニティサイトの利用に起因する犯罪被害に遭った児童数(人)	1,239	1,085	1,076	1,293	1,421	1,223		
④ 標的型メール攻撃の把握件数	標的型メール攻撃の把握件数(件)			1,009	492	1,723	1,075		「サイバーインテリジェンス情報共有ネットワーク」(注5)を通じて警察が把握した標的型メール攻撃の件数は、サイバー攻撃をめぐる情勢を把握する際の一つの指標となる。

注3 児童ポルノ画像、わいせつ画像、覚醒剤等規制薬物の広告に関する情報等、インターネット上に掲載すること自体が違法となる情報
注4 違法情報には該当しないが、犯罪や事件を誘発するなど公共の安全と秩序の維持の観点から放置することのできない情報
注5 平成23年8月、標的型メール攻撃に関する情報を共有することで被害拡大の防止を図ることを目的として、警察と先端技術を有する事業者等が構築した情報共有ネットワークで、27年1月現在、6,833社が参画している。

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		27年度 概算要求額	関連する 業績指標	達成手段の概要等	平成27年行政事業レビュー	
	25年度	26年度				事業番号	事業名
(1) 全国協働捜査方式の推進、捜査官の育成、各種資機材の整備等によるサイバー犯罪対策の体制の強化				①	違法・有害情報の効率的な捜査活動を推進するための全国協働捜査方式を推進するとともに、サイバー犯罪対策に従事する警察職員に対し、サイバー犯罪に関する専門知識を習得させるための研修を実施するほか、サイバー犯罪捜査や解析のために必要な資機材を整備するなどして、適正なサイバー犯罪捜査を推進するとともに、サイバー犯罪の検挙件数の増加を図る。	60 61	不正アクセス取締関係資機材の整備 サイバー犯罪取締りの推進
(2) 警察職員への研修等によるサイバー攻撃対策のための体制強化(平成13年度)				④	サイバー攻撃対策に従事する警察職員に対し、サイバー攻撃手法等に関する研修及び民間委託による訓練等を実施するほか、新たなサイバー攻撃に対応できる資機材を整備するなどし、サイバー攻撃の発生及び被害の拡大の防止を図る。	64	サイバー攻撃対策の推進
(3) 予防・捜査等の推進に必要なインターネット観測の推進				④	リアルタイム検知ネットワークシステムを運用しサイバー攻撃の予兆・実態把握に努めるとともに、同システムの高度化に資するインターネット観測技術に関する調査研究を実施し、サイバーテロの発生及び被害の拡大の防止を図る。	63	予防・捜査等の推進に必要なインターネット観測技術に関する調査研究
(4) 情勢に対応した訓練環境の充実				①・④	各種サイバー攻撃事案やサイバー犯罪事案を疑似的に体験できる訓練環境を充実させるとともに、全国警察のサイバー攻撃対策やサイバー犯罪対策を担当する職員等に対して実践的な訓練を実施するなどし、サイバー犯罪の検挙件数の増加並びにサイバーテロの発生及び被害の拡大の防止を図る。	62	情勢に対応した訓練環境の充実
(5) 各種講演やセミナーによる研修及びホームページ等を活用した情報発信を通じた情報セキュリティ対策に関する広報啓発				①・②	警察やプロバイダ連絡協議会等が主催する研修会、学校等における講演会、情報通信技術関連イベント等における講演やセミナーを実施するほか、警察庁ウェブサイトのサイバー犯罪対策のサイトやセキュリティポータルサイト(@police)、情報セキュリティ対策DVD、広報啓発用リーフレット等を活用して、情報セキュリティに関する広報啓発を行い、積極的な通報を喚起するなどし、情報セキュリティ関連事業者等との連携強化及びサイバー犯罪の検挙件数の増加を図る。	59	アクセス制御機能に関する技術の研究開発の状況等に関する調査及び広報啓発等
(6) サイバーテロ対策協議会、共同訓練等の実施による重要インフラ事業者等との連携				③・④	事業者等への個別訪問、サイバーテロ対策協議会等を通じた情報セキュリティに関する情報提供、事案発生を想定した共同訓練、意見交換等により、サイバー攻撃の標的となるおそれのある国内の事業者等との連携強化並びにサイバーテロの発生及び被害の拡大の防止を図る。		
(7) 情報窃取の標的となるおそれのある事業者等との連携				③・④	サイバー攻撃に関する情報を集約・分析し、その結果を事業者等と共有することで、サイバー攻撃の標的となるおそれのある国内の事業者等との連携強化並びにサイバーインテリジェンスの発生及び被害の拡大の防止を図る。		
(8) 国際捜査協力及び情報セキュリティに関する情報共有等によるサイバー犯罪取締り等のための国際連携の強化				①・④	G8ハイテク犯罪サブグループ会合への出席、アジア大洋州地域サイバー犯罪捜査技術会議の開催、国際刑事警察機構(ICPO-Interpol)を通じたサイバー攻撃事案に係る国際捜査共助の実施により、犯罪取締り等のための諸外国との国際連携を強化し、サイバー犯罪の検挙件数の増加並びにサイバーテロの発生及び被害の拡大の防止を図る。		
(9) 先進的なサイバー犯罪に対応するための効果的な抑止・捜査手法の活用等の推進				①	ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害事犯について一斉取締りを行うなど効果的な取締りを実施するほか、システムの運用により、各都道府県警察において個別に把握したサイバー犯罪に関する捜査情報等の共有を図るなど、合同・共同捜査を積極的に推進して効率的な捜査活動を行い、サイバー犯罪の検挙件数の増加を図る。	61	サイバー犯罪取締りの推進
(10) 情報技術解析に係る関係機関との連携強化				①・④	情報技術の解析に係る国内外の関係機関、民間有識者等との情報共有を行い、サイバー犯罪の検挙件数の増加並びにサイバーテロの発生及び被害の拡大の防止を図る。		
(11) 総合セキュリティ対策会議の開催等による産業界等との連携強化				①・②	総合セキュリティ対策会議の開催や、不正アクセス防止対策に関する官民意見集約委員会(官民ボード)の運営を行うほか、プロバイダ連絡協議会等においてサイバー犯罪情勢や対策の在り方等について検討や情報交換を行うとともに、インターネットに係る最新の技術に関する情報及び電子機器等の解析に必要な技術情報を得るため、民間企業との技術協力を推進するなどし、情報セキュリティ関連事業者等との連携強化及びサイバー犯罪の検挙件数の増加を図る。	59 61	アクセス制御機能に関する技術の研究開発の状況等に関する調査及び広報啓発等 サイバー犯罪取締りの推進

(12) ホットライン業務(注6)の効果的運用(平成18年度)	①・参②	警察庁が業務委託しているインターネット・ホットラインセンターにおいて、一般のインターネット利用者から違法・有害情報に関する通報を受理し、サイト管理者への削除依頼、警察への通報等を行うことにより、各都道府県警察において効率的かつ効果的な取締りを推進し、サイバー犯罪の検挙件数の増加を図る。	57	インターネット・ホットライン業務
(13) 外部委託したサイバーパトロール業務の効果的運用(平成20年度)	①・参②	外部委託したサイバーパトロールにおいて、出会い系サイト等における違法・有害情報を収集し、インターネット・ホットラインセンターに通報するなど、サイバー犯罪の検挙件数の増加を図る。	57 58	インターネット・ホットライン業務 サイバーパトロール業務
(14) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の効果的運用(平成15年度)	①・参③	インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の効率的な運用により、サイバー犯罪の検挙件数の増加を図る。	58	サイバーパトロール業務
(15) サイバー防犯ボランティアの育成・支援	①・参②	サイバー防犯ボランティアの育成・拡充を促進して、サイバー空間の規範意識の向上や安全・安心に対する国民の意識を醸成するほか、団体数の増加などで活動の活性化を図ることによって、サイバー犯罪の検挙件数の増加を図る。	57	インターネット・ホットライン業務
注6 インターネット利用者からインターネット上の違法情報(児童ポルノ画像、わいせつ画像、覚醒剤等規制薬物の広告に関する情報等、インターネット上に掲載すること自体が違法となる情報)、有害情報(違法情報には該当しないが、犯罪や事件を誘発するなど公共の安全と秩序の維持の観点から放置することのできない情報)に係る通報を受け付け、警察に通報したり、プロバイダ等に削除依頼を実施する業務				
基本目標に関する予算額等	基本目標に関する予算額等は、25年度執行額484,880千円(139,208,144千円)、26年度当初予算額220,474千円(110,563,330千円)、27年度当初予算額229,703千円(116,796,012千円)であった(情報技術犯罪対策費、〈〉内は複数の政策にわたる経費)。			
業績目標に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○ 「『世界一安全な日本』創造戦略」(25年12月10日閣議決定) Ⅲ 戦略の内容 1 世界最高水準の安全なサイバー空間の構築 ○ サイバーセキュリティ戦略(25年6月10日情報セキュリティ政策会議決定) 3 取組分野 (1) 「強靱な」サイバー空間の構築 (3) 「世界を率先する」サイバー空間の構築			

平成26年度実績評価書

基本目標7 業績目標1

基本目標	安心できるIT社会の実現					
業績目標	情報セキュリティの確保とネットワーク利用犯罪等サイバー犯罪の抑止					
業績目標の説明	ITが国民生活や社会経済活動に多大な影響を与える存在となっていることを踏まえ、情報セキュリティを確保するとともに、ネットワーク利用犯罪を始めとするサイバー犯罪の取締り、サイバー攻撃対策等を進めることにより、安心できるIT社会を実現する。					
基本目標に関する 予算額・執行額	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	223,945 <115,955,580>	239,395 <104,147,348>	220,474 <110,563,330>	229,703 <116,796,012>
		補正予算(b)	178,832 <48,538,901>	142,945 <12,706,990>	85,473 <12,116,438>	
		繰越し等(c)	0 <27,895,574>	175,800 <42,746,493>		
		合計(a+b+c)	402,777 <192,390,055>	558,140 <159,600,831>		
執行額(千円)	191,344 <129,590,740>	484,880 <139,208,144>				
※ 上段には情報技術犯罪対策費を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した。						
業績目標に関する内閣 の重要政策(施政方針演 説等のうち主なもの)	○ サイバーセキュリティ戦略(25年6月10日情報セキュリティ政策会議決定) 3 取組分野 (1)「強靱な」サイバー空間の構築 (3)「世界を率先する」サイバー空間の構築					
	○ 「世界最先端IT国家創造宣言」(25年6月14日閣議決定) IV. 利活用の裾野拡大を推進するための基盤の強化 3. サイバーセキュリティ					
	○ 「「世界一安全な日本」創造戦略」(25年12月10日閣議決定) Ⅲ 戦略の内容 1 世界最高水準の安全なサイバー空間の構築					
	○ 第186回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(26年1月) 九 安心を取り戻す					
	○ 「世界最先端IT国家創造宣言」(26年6月24日全部変更) IV. 利活用の裾野拡大を推進するための基盤の強化 3. サイバーセキュリティ					

業績指標	業績指標①	項目	基準					実績	
	サイバー犯罪(注1)の検挙件数		21年	22年	23年	24年	25年	23~25年(平均)	26年
		検挙件数(件)	6,690	6,933	5,741	7,334	8,113	7,063	7,905
	(27年4月情報技術犯罪対策課作成)								
	注1: 高度情報通信ネットワークを利用した犯罪やコンピュータ又は電磁的記録を対象とした犯罪等の情報技術を利用した犯罪								
達成状況:◎		達成目標	サイバー犯罪の検挙件数を過去3年間の平均値よりも増加させる。						
業績指標②	項目	基準					実績		
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	21~25年度(平均)	26年度	
サイバーテロ(注2)の発生件数	発生件数(件)	0	0	0	0	0	0	0	
	(27年4月警備企画課作成)								
注2: 重要インフラの基幹システムに対する電子的攻撃又は重要インフラの基幹システムにおける重大な障害で電子的攻撃による可能性が高いもの									
達成状況:◎		達成目標	サイバーテロの発生及び被害の拡大を防止する。						

参考指標・参考事例	参考指標①	項目	21年	22年	23年	24年	25年	21～25年 (平均)	26年
	サイバー犯罪等に関する相談受理件数	合計(件)	83,739	75,810	80,273	77,815	84,863	80,500	118,100
		詐欺・悪質商法	40,315	31,333	32,892	29,113	36,237	33,978	58,340
		迷惑メール	6,538	9,836	11,667	12,946	10,682	10,334	14,185
		名誉毀損・誹謗中傷	11,557	10,212	10,549	10,807	9,425	10,510	9,757
		不正アクセス・ウイルス	4,183	3,668	4,619	4,803	6,220	4,699	9,550
		インターネット・オークション	7,859	6,905	5,905	4,848	5,950	6,293	6,545
		違法情報・有害情報	3,785	3,847	3,382	3,199	3,132	3,469	5,080
		その他	9,502	10,009	11,259	12,099	13,217	11,217	14,643
	(27年4月情報技術犯罪対策課作成)								
参考指標②	項目	21年	22年	23年	24年	25年	21～25年 (平均)	26年	
インターネット・ホットラインセンターが受理した違法情報及び有害情報件数	違法情報(件)	27,751	35,016	36,573	38,933	30,371	33,729	35,013	
	有害情報(件)	6,217	9,667	4,827	12,003	3,428	7,228	3,874	
(27年4月情報技術犯罪対策課作成)									
参考指標③	項目	21年	22年	23年	24年	25年	21～25年 (平均)	26年	
出会い系サイト及びコミュニティサイトの利用に起因する犯罪被害に遭った児童の数	出会い系サイトの利用に起因する犯罪被害に遭った児童数(人)	453	254	282	218	159	273	152	
	コミュニティサイトの利用に起因する犯罪被害に遭った児童数(人)	1,136	1,239	1,085	1,076	1,293	1,166	1,421	
(27年4月情報技術犯罪対策課作成)									

<p>○ サイバー空間の脅威に対する司令塔機能の強化 26年4月、警察庁に長官官房審議官(サイバーセキュリティ担当)及び長官官房参事官(サイバーセキュリティ担当)を設置し、サイバー空間の脅威に的確に対処していくための部門横断的な体制を強化した。</p> <p>○ 全国協働捜査方式の推進、捜査官の育成、各種資機材の整備等によるサイバー犯罪対策の体制の強化【行政事業レビュー対象事業:67 不正アクセス取締関係資機材の整備、68 サイバー犯罪取締りの推進、69 インターネットバンキングに係る不正アクセス・不正送金取締資機材整備及び広報啓発等】 IT社会における国民の安全・安心を確保するため、違法・有害情報の効率的な捜査活動を推進するための全国協働捜査方式(注3)を活用した取締りを推進した。また、サイバー犯罪対策に従事する警察職員に対し、サイバー犯罪対策に関する専門知識を習得させるための研修、解析手法を習得させるための訓練等を実施した。さらに、サイバー犯罪捜査や解析のために必要な資機材を整備するとともに、ファイル共有ソフトによるファイルの流通状況等の実態を把握するためのP2P観測システムを運用し、ファイル情報の分析・検索を行った。このほか、26年4月に警察庁情報技術解析課に高度情報技術解析センターを設置するとともに、警察庁及び地方機関に解析職員を増員し、サイバー犯罪対策のための解析体制を強化した。</p> <p>注3: インターネット・ホットラインセンターから警察庁に対して通報された違法・有害情報の発信元を割り出すための初期捜査を警視庁に設置された情報追跡班が一元的に行い、捜査すべき都道府県警察を警察庁が調整する捜査方式</p> <p>○ 警察職員の研修等による警察のサイバー攻撃対策のための体制の強化【行政事業レビュー対象事業:26-6 サイバー攻撃対策の推進】 サイバー攻撃対策に従事する警察職員に対し、情報通信技術及びサイバー攻撃手法に関する民間委託研修等を実施したほか、新たな資機材を整備するなど、サイバー攻撃の防御対策及び被害の拡大の防止のための体制強化に努めた。</p> <p>○ 予防・捜査等の推進に必要なインターネット観測の推進【行政事業レビュー対象事業:71 予防・捜査等の推進に必要なインターネット観測技術に関する調査研究】 リアルタイム検知ネットワークシステムを運用してサイバー攻撃の予兆及び実態の把握に努めるとともに、同システムの高度化に資するインターネット観測技術に関する調査研究を実施した。</p>

業績目標達成のために
行った施策

<p>○ 情勢に対応した訓練環境の充実【行政事業レビュー対象事業:70 情勢に対応した訓練環境の充実】 各種サイバー攻撃事案やサイバー犯罪事案を疑似的に体験できる訓練環境を用い、全国警察のサイバー攻撃対策やサイバー犯罪対策を担当する職員等に対して実践的な訓練を実施するとともに、新たな訓練シナリオを追加し、訓練環境を強化した。</p>
<p>○ 各種講演やセミナーによる研修及びホームページ等を活用した情報発信を通じた情報セキュリティ対策に関する広報啓発【行政事業レビュー対象事業:66 アクセス制御機能に関する技術の研究開発の状況等に関する調査及び広報啓発等、69 インターネットバンキングに係る不正アクセス・不正送金取締資機材整備及び広報啓発等】 警察やプロバイダ連絡協議会等が主催する研修会、学校等における講演会、情報通信技術関連イベント等における情報セキュリティ・アドバイザーによる講演やセミナーを実施したほか、警察庁ウェブサイトのサイバー犯罪対策のサイトや警察庁セキュリティポータルサイト(@police)、情報セキュリティ対策DVD、広報啓発用リーフレット等を通じて、情報セキュリティに関する広報啓発を行った。</p>
<p>○ サイバーテロ対策協議会、共同訓練等の実施による重要インフラ事業者等との連携強化 都道府県警察のサイバー攻撃対策プロジェクトにおいて、重要インフラ事業者等への個別訪問を行い、捜査に対する協力等の要請を行うとともに、サイバーテロ対策協議会、サイバー攻撃対策セミナー等を開催し、情報セキュリティに関する情報提供や意見交換等を行ったほか、重要インフラ事業者等と事案発生を想定した共同訓練を実施し、緊急対処能力の向上を図るなど、官民連携の強化に努めた。</p>
<p>○ 情報窃取の標的となるおそれのある事業者等との連携強化【行政事業レビュー対象事業:26-6 サイバー攻撃対策の推進】 情報窃取の標的となるおそれのある事業者等との「サイバーインテリジェンス情報共有ネットワーク」及びウイルス対策ソフト提供事業者等との「不正プログラム対策協議会」の枠組みを活用してサイバー攻撃に係る情報共有を行い、また、セキュリティ関連事業者と「サイバーインテリジェンス対策のための不正通信防止協議会」の枠組みを活用して官民の連携強化を推進した。</p>
<p>○ 国際捜査協力及び情報セキュリティに関する情報共有等によるサイバー犯罪取締り等のための国際連携の強化 G7ハイテク犯罪サブグループ会合やサイバー犯罪に係る二国間協議等への出席、アジア大洋州地域サイバー犯罪捜査技術会議の開催、国際刑事警察機構(ICPO)等を通じたサイバー犯罪・サイバー攻撃事案に係る国際捜査共助の実施等により、犯罪取締り等のための諸外国との国際連携を強化した。</p>
<p>○ 先進的なサイバー犯罪に対応するための効果的な抑止・捜査手法の活用の推進 インターネットバンキングに係る不正送金事犯について徹底的な取締りを推進したほか、中継サーバを提供していた事業者等による不正アクセス禁止法違反事件等について20都道府県警察において一斉取締りを行うなど、効果的な取締りを実施した。また、サイバー犯罪の捜査情報を共有するシステムを運用し、各都道府県警察において個別に把握したサイバー犯罪に関する捜査情報等の共有を図り、合同・共同捜査を推進した。</p>
<p>○ 情報技術解析に係る関係機関との連携強化 デジタルフォレンジック連絡会を開催し、情報技術解析に係る関係機関との情報共有を図った。また、関係機関に対し、デジタルフォレンジックに関する講義を行うなどの取組を通じて連携強化を図った。</p>
<p>○ 総合セキュリティ対策会議の開催等による産業界等との連携強化【行政事業レビュー対象事業:66 アクセス制御機能に関する技術の研究開発の状況等に関する調査及び広報啓発等】 総合セキュリティ対策会議においては、「官民連携を通じたサイバー犯罪に対処するための人材育成等」について議論を行い、報告書等を取りまとめた。また、産学官連携によるサイバー犯罪対策への対処を目的とする一般財団法人日本サイバー犯罪対策センターの活動に参画した。さらに、不正アクセス防止対策に関する官民意見集約委員会(官民ボード)やプロバイダ連絡協議会等においてサイバー犯罪情勢や対策の在り方等について情報交換を行うとともに、インターネットに係る最新の技術に関する情報及び電子機器等の解析に必要な技術情報を得るため、民間企業との技術協力を推進した。</p>
<p>○ ホットライン業務の効果的な運用【行政事業レビュー対象事業:64 インターネット・ホットライン業務】 一般のインターネット利用者からの違法・有害情報に関する通報を受け、違法・有害情報の警察への通報や違法・有害情報に係るサイト管理者等への削除依頼を行うため、警察庁が業務委託をしているインターネット・ホットラインセンターにおいては、通報を受けたインターネット上の違法・有害情報に関し、サイト管理者等に対して、26年中は違法情報8,303件、有害情報866件の削除依頼を行い、このうち違法情報7,890(95.0%)、有害情報564(65.1%)が削除された。</p>
<p>○ 外部委託したサイバーパトロール業務の効果的な運用【行政事業レビュー対象事業:64 インターネット・ホットライン業務、65 サイバーパトロール業務】 一般のインターネット利用者からの通報が期待できない出会い系サイトや児童ポルノ等が掲載された登録制サイト等をパトロールし、発見した違法・有害情報をインターネット・ホットラインセンターに通報するため、警察庁が業務委託しているサイバーパトロールにおいては、26年中に9,845件の通報を実施した。</p>
<p>○ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の効果的な運用 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に基づき、第6条の禁止誘引行為違反について、26年中は278件を検挙した。</p>
<p>○ サイバー防犯ボランティアの育成・支援【行政事業レビュー対象事業:64 インターネット・ホットライン業務】 サイバー空間におけるボランティア活動の促進を図るために作成した「サイバー防犯ボランティア活動のためのマニュアル(モデル)」、「サイバー防犯ボランティア育成のための研修カリキュラム(モデル)」を活用し、新たなサイバー防犯ボランティアの結成を促進するとともに、既存の防犯ボランティア団体の活動支援を推進した。</p>

		<p>○ サイバーセキュリティに係る研究及び研修体制の強化 26年4月、警察大学校にサイバーセキュリティ研究・研修センターを設置し、民間の優れた知見を取り入れつつ、サイバー犯罪等に悪用され得る最先端の情報通信技術について研究を行うとともに、サイバー犯罪対策やサイバー攻撃対策に専従する捜査員を始めとする全部門の捜査員を対象に実際の事案を想定した実践的な訓練等を行った。</p>	
評価の結果	目標の達成状況	各行政機関 共通区分	◎:目標達成
	目標の達成状況	判断基準	<p>業績指標①については、26年中のサイバー犯罪の検挙件数(7,905件)が過去3年間の平均値(7,063件)と比較して増加したことから、目標を達成した。 業績指標②については、26年度中、サイバーテロの発生がなかったことから、目標を達成した。 したがって、業績目標については、「目標達成」と認められる。</p>
	達成状況の分析	<p>業績指標①については、上記の「業績目標達成のために行った施策」のうち、各種資機材がサイバー犯罪捜査において不可欠な資機材として活用されたことに加え、全国協働捜査方式の活用、ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害事犯の全国一斉取締り、捜査情報の共有、P2P観測システムの運用等の取組により、効果的かつ効率的な取締りが可能となったことから、当該取組が目標の達成に有効に寄与したと考えられる。 また、インターネット・ホットラインセンターが受理した違法情報及び有害情報件数(参考指標②)は共に増加しており、インターネット・ホットラインセンターから警察庁への通報に基づく検挙も行われたことから、こうした外部委託業務も目標の達成に有効に寄与したと考えられる。 業績指標②については、資機材の整備等により、サイバー攻撃対策の推進体制を強化したことや、共同訓練等により、重要インフラ事業者等や情報窃取の標的となるおそれのある事業者等との連携を強化したことのほか、リアルタイム検知ネットワークシステムを運用しサイバー攻撃の予兆及び実態の把握に努めたことが、目標の達成に有効に寄与したと考えられる。 加えて、業績指標①及び②については、国際連携の強化等を確実に実施したことが、目標の達成に有効に寄与したと考えられる。 このように、各業績指標については目標を達成したものの、インターネット・バンキングに係る不正送金事犯による被害が過去最大となるなど、サイバー空間の脅威が国民の社会経済活動に大きな影響を与えているほか、サイバー犯罪等に関する相談受理件数(参考指標①)が増加していることから、基本目標である「安心できるIT社会の実現」の達成は道半ばであると考えられる。</p>	
	目標の達成状況及びその分析を踏まえた総括	目標の見直しの方向性	<p>【業績目標】 今後も、安心できるIT社会の実現を目指すため、サイバー犯罪の検挙件数を増加させるなどする必要があることから、引き続き、現在の業績目標を27年度の業績目標として設定する。</p> <p>【業績指標及び達成目標】 安心できるIT社会を実現するためには、これまでより更に民間事業者等との連携を強化していくことが必要であると考えられることから、これまでの業績指標に加え、情報セキュリティ関連事業者等との連携状況及びサイバー攻撃の標的となるおそれのある国内の事業者等との連携状況を新たな指標として設定し、民間事業者等との連携強化を達成目標とすることとする。</p>
	評価結果の政策への反映の方向性	<p>【引き続き推進】 サイバー空間の脅威は依然として深刻であることから、引き続き、警察職員の育成、各種資機材の整備等による捜査力及び解析力の強化、外部有識者、民間企業、諸外国等との連携の強化、被害防止のための広報啓発の推進等に取り組む。</p>	
学識経験を有する者の知見の活用	27年6月16日に開催した第30回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。		
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>○ 「平成26年中のサイバー空間をめぐる脅威の情勢について」(27年3月警察庁) ○ 「平成26年中の「インターネット・ホットラインセンター」の運用状況等について」(27年4月警察庁) ○ 「平成26年中の出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する事犯の現状と対策について」(27年4月警察庁)</p>		
政策所管課	総務課、情報技術犯罪対策課、警備企画課、情報技術解析課	政策評価実施時期	26年4月から27年3月までの間